資 料 編

1	防災	活動体制に関する資料	1
	1 - 1	関係機関連絡先	1
	1 - 2	郡上市国民保護協議会条例	5
	1 - 3	郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部条例	6
	1 - 4	動員体制 (武力攻撃事態・緊急対処事態)	7
	1 - 5	市対策本部の構成・組織・事務分担等	8
	1 棒	觜 成	8
	2 組	且 織	9
	3 組	L織及び任務分担	9
2	市の地	地理的、社会的特長に関する資料	. 16
	2 - 1	月別平均気温(令和5年)	16
	2 - 2	月別降水量(令和5年)	16
	2 - 3	土地利用状况	16
	2 - 4	阿多岐ダムの概要	17
	2 - 5	観光地点別観光客数(延べ人数)	17
	2 - 6	郡上市水道施設整備状況	18
	2 - 7	危険物製造所等地区別設置状況	18
	2 - 8	隣接県の原子力事業所	19
3	輸送	に関する資料	. 21
	3 - 1	鉄 道	21
	3 - 2	バ ス	21
	3 - 3	郡上市交诵網図(自動車道・国道・鉄道)	23

1 防災活動体制に関する資料

1-1 関係機関連絡先

1 市

	機	関	名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
郡	上	市	役 所	八幡町島谷 228	67 — 1121	67 — 1711
郡	上 市	役 所	建設部	八幡町初音 1727-2	67 — 1836	65 - 3825
郡	上市大	和 振	興 事 務 所	大和町徳永 585	88-2211	88 - 4351
郡	上市自	鳥 振	興 事 務 所	白鳥町白鳥 38-1	82-3111	82 — 3117
郡	上市高	鷲 振	興 事 務 所	高鷲町大鷲 2349-1	72 - 5111	72 - 5116
郡	上市美	並 振	興 事 務 所	美並町白山 725-3	79 – 3111	79 - 2986
郡	上市明	宝 振	興 事 務 所	明宝二間手 606-1	87 — 2211	87 - 2386
郡	上市和	良 振	興 事 務 所	和良町沢 882	77 — 2211	77 - 2547
郡	上 市	教育	委 員 会	八幡町島谷 207-1	67 — 1123	65 - 2584

2 消防

	機	B	曷	名		所 在	地	電 話 番 号	F A X
郡	上	市	肖防	本	部	八幡町小野 4-4-1		67 — 0119	67 — 1215
郡	上	中	消	防	署	八幡町小野 4-4-1		67 - 1236	67 1215
郡	上	北	消	防	署	白鳥町為真 1187-1		82-5119	82-5118
郡	上中	消防	署南	出張	所	美並町白山 423-1		79 - 3999	79 - 3977
郡	上中	消修	方 署	東詰	所	和良町沢 882		77 – 5119	77 — 5120

3 警察

	機	関	名		所	在	地	電話	番号	F	A	X
郡	上	警	察	署	八幡町中坪:	3-3-1		67 – 0	110代	65	-661	.9
郡上	警察署口	明方警	警察官駐	在所	八幡町初納	1368-2		62 —	2001	62	-200)1
郡上	警察署西	和良警	警察官駐	在所	八幡町美山:	2306		68 —	2013	68	-201	.3
郡上	警察署	大和警	察官駐	在所	大和町剣82	-1		88-	3218	88	-321	.8
郡」	上 警 察	署自	1 鳥 交	番	白鳥町為真	1187-9		82 —	2110	82	-211	.0
郡上	警察署	牛道警	察官駐	在所	白鳥町中西:	584-6		84-	1048	84	-104	18
郡上	警察署	高鷲警	察官駐	在所	高鷲町大鷲:	2053-9		72-	5014	72	- 501	.4
郡上	警察署	美並警	察官駐	在所	美並町白山	423-2		79 —	2145	79	-214	! 5
郡上	警察署	明宝警	察官駐	在所	明宝二間手:	357 — 1		87 —	2100	87	-210	00
郡上	警察署	印良警	察官駐	在所	和良町沢102	28-10		77 —	2054	77	-205	54

4 指定地方行政機関及びその出先機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
岐阜八幡公共職業安定所	八幡町有坂 1209-2	65 - 3108	65 - 3107
岐阜八幡労働基準監督署	八幡町有坂 1209-2	65 - 2101	65 - 2102
岐阜地方法務局八幡支局	八幡町有坂 1209-2	67 — 1411	
東海農政局岐阜農政事務所地 域 第 3 課	中津川市茄子川 1646-20	(0573)68 - 3838	(0573)68 - 3836
岐 阜 国 道 事 務 所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	(058)271 - 9811	(058)271 - 9769
岐阜国道事務所八幡維持出張所	八幡町稲成 525-1	65 - 3938	65 - 4125
岐 阜 地 方 気 象 台	岐阜市加納二之丸 6	(058)271 - 4107	(058) 274 - 3352
岐 阜 森 林 管 理 署	下呂市小坂町大島 1643-2	050-3160-6090	(0576)62 - 2503
飛騨森林管理署	高山市西之一色町 3-747-3	050-3160-6085	(0577)34 - 8932

5 自衛隊

	ħ	幾		関		名	ı		所	在	地	電	話	番	号	内	線
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊						5 普证	 通科	車隊	愛知県名古 -12-1	屋市守	山区守山 3	(05	2) 79	1-2	191	昼 4821	夜 4509
航	空	自	衛	隊	岐	阜	基	地	愛知県各務 番地	S原市那	加官有地無	(05	8) 38	2-1	101	昼 2682	夜 2225
航	空	自	衛	隊	小	牧	基	地	愛知県小牧	市春日	寺 1-1	(05	68) 7	6-2	191	昼 4038 夜 4017	4032

6 県の機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
岐 阜 県 危 機 管 理 政 策 課 消 防 課 · 防 災 課	岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 272 — 1111(代)	(058) 271 — 4119
岐阜県災害情報集約センター	岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 272 - 1034	(058) 275 - 7375
岐阜県防災交流センター	岐阜市下奈良 3-11-6	(058)277 - 5380	(058)277 - 5385
岐阜県広域防災センター	各務原市川島小網町少林寺 2151	(0586)89 - 4192	(0586)89 - 4193
岐阜県健康福祉政策課	岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 272 — 1111代	(058) 271 - 5724
中 濃 県 事 務 所	美濃市生櫛 1612-2	(0575)33-4011代	(0575)35 - 1492
中 濃 県 事 務 所 郡 上 市 駐 在 所	八幡町初音 1727-2	67-1111(代)	65 — 6440
郡上土木事務所	八幡町初音 1727-2	67 — 1111(代)	65 - 4966
郡上農林事務所	八幡町初音 1727-2	67 — 1111(代)	67 - 0961
関保健所郡上センター	八幡町初音 1727-2	67-1111代	65 - 6176

7 指定公共機関

	会	社	名		所	在	地	電話者	番 号	F	Α	X
1 - 1		日 本(災割	株式会		岐阜市加納	花ノ木町6	5	(058) 275 -	-1822	(058)	275 –	-1794
	『電力パワ 番 サ ー ビ				八幡町小野	3 - 2 - 4		0120 - 985	5 − 932	65	-36	46
北陸	整電力株:	式会社	上奥越営	業所	福井県大野	市弥生町1		(0779)66-	-4478			
日本	·赤十字社	岐阜県	:支部郡上	地区	八幡町島谷2	228		67 — 18	334	66	-01	57
郡	上 八	幡	郵 便	局	八幡町島谷	776 — 1		65 — 20	002	65	-61	05
大	和	郵	便	局	大和町徳永江	145 — 2		88-30	000	88	-23	42
白	鳥	郵	便	局	白鳥町白鳥	191-1		82 - 36	000	82	-43	80
高	鷲	郵	便	局	高鷲町大鷲	743 - 2		72 - 52	252	72	-63	28
美	並	郵	便	局	美並町白山	1762		79 — 25	500	79	-23	42
明	宝	郵	便	局	明宝畑佐298	3		87 – 20	31	87	-23	42
和	良	郵	便	局	和良町沢996	6−5		77 – 21	.31	77	-23	51

8 指定地方公共機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
株 式 会 社 白 鳥 交 通	白鳥町中津屋226-1	82 - 5081
有限会社八幡観光バス	八幡町小野487-1	67 — 0577
岐阜乗合自動車株式会社	岐阜市九重町4-20	(058) 266-8822
長良川鉄道株式会社	関市元重町74-1	(0575)23 - 3921
長良川鉄道株式会社郡上八幡駅	八幡町城南町188-54	65 — 2260
長良川鉄道株式会社美濃白鳥駅	白鳥町白鳥160-30	82-2038

9 清掃機関

機関名	所 在 地	電話番号
郡上クリーンセンター	八幡町有坂148-5	66-2366
郡上環境衛生センター	八幡町吉野1532	63 - 2257
郡上北部クリーンセンター	白鳥町二日町1534	82-6363

10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

団 体 名	所 在 地	電話番号
郡 上 市 医 師 会	八幡町島谷1265-5	65 - 2111
岐阜県薬剤師会郡上支部(八 幡 薬 局)	八幡町島谷1311-24	65 — 3235
郡上歯科医師会(俊歯科医院)	八幡町小野4-1-3	66-0186
めぐみの農協郡上支店	八幡町小野6-5-15	66-0011
めぐみの農協大和支店	大和町剣404-1	88-2222
めぐみの農協白鳥支店	白鳥町為真445-1	82-6300
めぐみの農協高鷲支店	高鷲町大鷲811-9	72-5121
めぐみの農協美並支店	美並町白山837-4	79-2011

め	ぐみの農協明宝支店	明宝二間手222-1	87 – 2331
め	ぐみの農協和良支店	和良町沢991-2	77 — 2331
郡	上 森 林 組 合	八幡町稲成525-7	67 — 1133
郡	上森林組合大和出張所	大和町徳永585	88-3191
郡	上森林組合白鳥出張所	白鳥町向小駄良717-1	82 - 2000
郡	上森林組合高鷲出張所	高鷲町大鷲2558-1	72-5119
郡	上森林組合美並出張所	美並町白山725-3	79 - 3552
郡	上森林組合明宝出張所	明宝二間手606-1	87 - 2301
郡	上森林組合和良出張所	和良町沢882	77 - 2015
郡	上 市 商 工 会	八幡町島谷130-1	66 - 2311
郡	上市商工会八幡出張所	八幡町島谷130-1	67 - 1565
郡	上市商工会大和出張所	大和町徳永585	88 - 2909
郡	上市商工会白鳥出張所	白鳥町白鳥38-1	82 - 3153
郡	上市商工会高鷲出張所	高鷲町大鷲2349-1	72-5118
郡	上市商工会美並出張所	美並町白山725-3	79 - 3473
郡	上市商工会明宝出張所	明宝二間手606-1	87 - 2510
郡	上市商工会和良出張所	和良町沢882	77 - 2321
郡	上 市 観 光 連 盟	八幡町島谷228	67 - 1121
郡	上八幡観光協会	八幡町島谷520-1	67 - 0002
大	和観光協会	大和町徳永585	88-2211
白	鳥 観 光 協 会	白鳥町向小駄良717-1	82 - 5900
高	鷲 観 光 協 会	高鷲町鮎立3328-1	72 - 5000
美	並観光協会	美並町白山725-3	79 - 3111
明	宝 観 光 協 会	明宝大谷1015	87 - 2844
和	良 観 光 協 会	和良町沢882	77 - 2214
郡	上 建 設 業 協 会	八幡町殿町18-1	65 - 4300
郡	上 漁 業 協 同 組 合	八幡町有坂1238	65 - 2562
石	徹 白 漁 業 協 同 組 合	白鳥町石徹白39-5-1	86-3001
和	良 漁 業 協 同 組 合	和良町沢997-1	77-2271

11 その他の公共機関

		機		B	뢷		名			所	在	地	電話番号
郡	上	市	社	会	福	祉	協	議	会	大和町徳永585			88 — 9988

1-2 郡上市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、郡上市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第5条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名 する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議 会に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年3月24日から施行する。

1-3 郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 郡上市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、郡上市国民保護対策 本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事 務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。 (会議)
- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に 応じ、対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を召集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を 会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。 (部)
- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 部長に事故があるときは、部に属する本部員又は本部の職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(現地対策本部)

- 第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部 長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

- 第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。 (準用)
- 第7条 第2条から前条までの規定は、郡上市緊急対処事態対策本部について準用する。 附 則

この条例は、平成18年3月24日から施行する。

1-4 動員体制(武力攻擊事態・緊急対処事態)

		配備対	応 課 等	
体制	基準	本 所 (本 部)	振興事務所 (支 部)	摘 要
情報収集体制	国外での重大テロの 発生や国際情勢の情勢の 等により、国や県が制 等により、国や県が制 を警戒体制など至った 強ずる事態に至ったし強 はで、市長が本制を も情報収があると も情があると ない。 もない。 もない。 もない。 もない。 もない。 もない。 もない。	①総務課	①振興課	
郡上市国民保護警戒本部・支部体制	国によりでは、明本のでは、明本には、明本のでは、知れのでは、明本のでは、明本のでは、明本のでは、明本のでは、明本のでは、明本のでは、知れのでは、知れのでは、現れのでは、現れのでは、知れのでは、知れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、知れのでは、のはないのでは、のは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、現れのでは、	①全ての部長 ②全でのの連絡 ③本班長が員 3本班長が員 **本市長本 市長本長 **教育長	①全での連絡指 ②支班長班 の連絡指 する 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変	①本族 要務を 整 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
郡上市国民保護対策本部・支部体制	国による武力攻撃事態等の事態認定がされ、本市が対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき。	②全ての班長 ③本部連絡員	①全ての職員 (部・班)	①本所に対策本部 を振興事を設置 ②支部長の指示に 対策支部を設置 ②支部長ができる より支ができる る

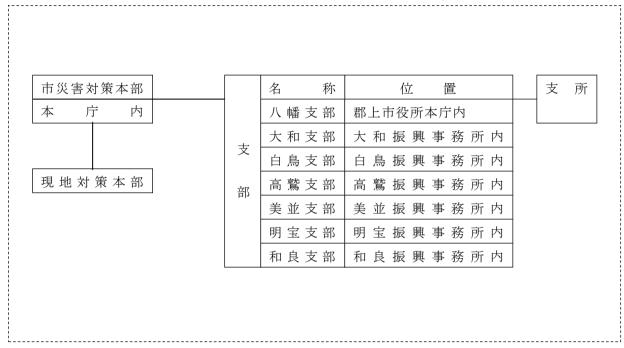
注:市内で多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の被害が発生した場合は、直ちに地域防災計画に基づく「郡上市災害対策本・支部」を設置して初動対応を行うが、事後に国が事態認定を行い、本県が国民保護対策本部設置の通知を受けた場合は、速やかに「郡上市国民保護対策本部・支部」に移行する。

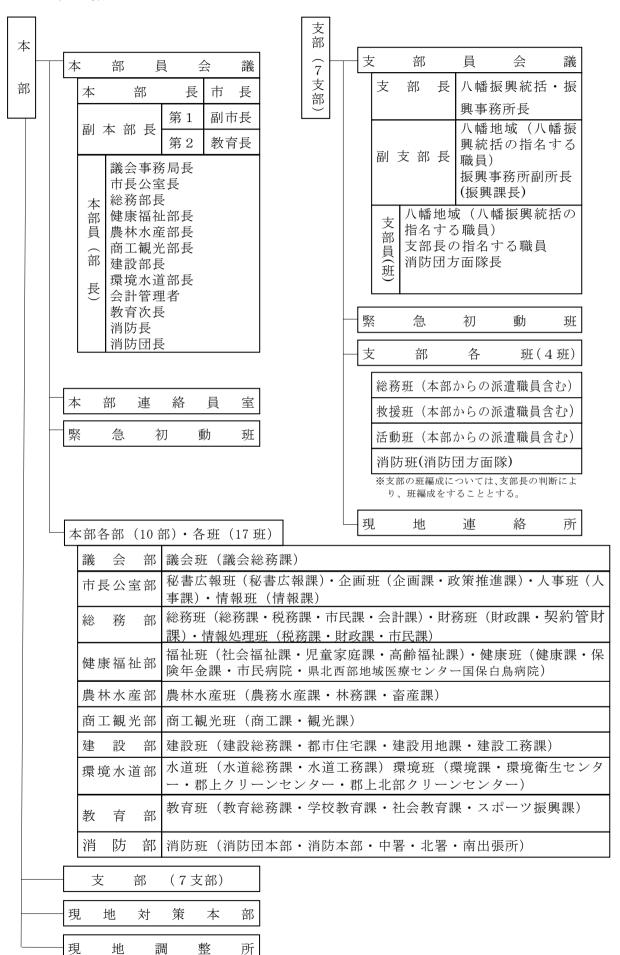
1-5 市対策本部の構成・組織・事務分担等

対策本部の組織は、国民保護法第28条と同法第31条に基づく郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部条例並びに次に定めるところによるものとする。

1 構 成

市対策本部の構成は、市災害対策本部の構成に準じたものとする。





3 組織及び任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア 本部長

本部長は、対策本部の事務を総括し、本部員及びその他の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

対策副本部長(副市長・教育長)は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 市本部の組織及び分担任務

- (7) 市本部に部及び班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。
- (4) 部長は、本部長の命を受け部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。
- (*) 副部長は、部長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (エ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。部長及び副部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。
- (対) 班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策 の処理に当たる。
- (カ) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (注) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (ク) 班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (対) 本部の各部及び各班の組織・任務分担は、下表のとおりとする。

対策本部の各部・各班分担任務表

		/ - 4	水平的*** 自强力 宣压功权
部 名 ●部 長	班 名 ●班 長		分 担 任 務
議会部	議会班	1	市議会議員との連絡調整に関すること。
●議会事務局長	●議会総務課長	2	国民保護対策時の災害見舞及び視察者等の対応に関すること。
	(議会総務課)		
市長公室部	秘書広報班	1	本部長の秘書に関すること。
●市長公室長	●秘書広報課長	2	被害状況等の撮影及び記録に関すること。
	(秘書広報課)	3	防災行政無線及びホームページによる広報に関すること。
		4	報道発表及び報道機関の対応に関すること。
		5	災害見舞及び視察者等の対応に関すること。
		6	国際交流協会との連絡調整に関すること。
	企画班	1	災害復旧計画に関すること。
	●企画課長	2	他班の実施事項の応援に関すること。
	(企画課・政策	3	公共交通機関との連絡調整に関すること。
	推進課)		
	人事班	1	国民保護業務従事職員の把握に関すること。
	●人事課長	2	職員の公務災害に関すること。
	(人事課)	3	被災職員等の災害見舞金の支給に関すること。
		4	他班の実施事項の応援に関すること。
	情報班	1	国民保護情報の収集及び広報に関すること。
	●情報課長	2	ケーブルテレビ施設の国民保護対策に関すること。
	(情報課)	3	電気・通信の国民保護対策に関すること。

√₩ ₹₩ ₹₩	◊Λ\ ₹/₹ ₹ ₹	-	国口 (1 - 株 4) 体 人 如 (2 間 - トップ)
総務部	総務班	1	国民保護対策全般に関すること。
●総務部長	●総務課長	2	配備体制その他国民保護対策本部の命令、指示事項等の伝達
	(総務課・税務	3	各部、各支部、県本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。
	課・市民課・会	4	気象等の伝達に関すること。
	計課)	5	避難の勧告・指示に関すること。
	HTH/K/	6	自衛隊の災害派遣要請に関すること。
		7	国民保護関係文書の受理及び発送に関すること。
		8	各支部との人員調整に関すること。
		9	本部職員の動員及び配備に関すること。
		10	被害情報のとりまとめに関すること。
		11	防災行政無線の管理及び運用に関すること。
			市以外の関係機関に対する動員の要請に関すること。
			国民保護対策時における総合窓口に関すること。
			固定資産等の被害調査に関すること。
			り災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
			国民保護経費の執行と物品の出納に関すること。
			遺体の処理及び火葬に関すること
		18	在住外国人の対策に関すること
		19	り災者に対する印鑑登録手帳の再交付及び手数料の免除に関する
),	. ک
	情報処理班	1	国民保護情報の収集および報告に関すること
	●税務課長	2	各部・支部からの被害情報の集約、報告に関すること
	(税務課・財政	3	被害情報システムの入力・報告に関すること
	課・市民課)	4	市民からの被害情報及び問い合わせ対応に関すること
		5	
	ロナムをエに		安否情報の対応、とりまとめに関すること
	財務班	1	国民保護の予算及び財政の運営に関すること。
	●契約管財課長	2	国民保護対策の輸送計画及び車両の確保に関すること。
	(契約管財課・	3	市有財産の被害調査及び国民保護対策に関すること。
		4	市有車両の国民保護対策のための使用に関すること。
	財政課)	5	庁舎の国民保護対策及び電源等の確保に関すること。
健康福祉部	福祉班	1	災害救助法全般に関すること。
●健康福祉部長	●社会福祉課長	2	社会福祉関係施設の国民保護対策に関すること。
	(社会福祉課・	3	社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整に関すること。
	児童家庭課・高	4	災害ボランティアに関すること。
	齢福祉課)	5	家屋等の被害調査に関すること。
		6	り災証明書の発行に関すること。
		7	被災者生活再建支援に関すること。
		8	国民保護救助物資及び義援金品の募集・受入・配分に関すること。
			災害見舞金・災害弔慰金等の支給、国民保護援助資金等の貸付に関
			ること。
			被災による生活困窮者に関すること。
			要配慮者に対する支援及び避難誘導に関すること。
			避難所の開設及び管理に関すること。
		13	被災児童の保護に関すること。
		14	り災者に対する保険料及び利用者負担等の減免に関すること。
		15	民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。
			国民保護対策における炊き出しに関すること。
			その他健康福祉全般の国民保護対策に関すること。
	健康班	1	国民保護対策の医療及び助産に関すること。
			国民保護対策用医薬品等の調達に関すること。
	●健康課長	2	,
	(健康課・保険		国民保護対策における食品衛生に関すること。
	年金課・病院・	4	国民保護対策における感染症予防等に関すること。
	地域医療センタ	5	医療機関との連絡調整及び国民保護対策に関すること。
	—)	6	医師会との連絡調整に関すること。
		7	保健所との連絡調整に関すること。
		8	保健衛生施設の国民保護対策に関すること。
		9	り災者に対する心身ケアの相談及び診察等に関すること。
			り災者に対する心身ケアの相談及び診察等に関すること。 その他保健衛生全般の国民保護対策に関すること。

農林水産部長●農林水産部長	農林水産班 ●農務水産課長 (農務水産課・ 林務課・畜産課)	1 国民保護対策用主要食糧の調達に関すること。 2 農業関係の国民保護対策に関すること。 3 林業関係の国民保護対策に関すること。 4 水産業関係の国民保護対策に関すること。 5 国民保護対策時における農業技術の指導普及に関すること。 6 被災農林水産業者に対する融資に関すること。 7 国民保護対策時における病害虫の発生予察及び防除に関すること。 8 畜産関係の国民保護対策に関すること。 9 被災畜産業者に対する融資に関すること。 10 農業協同組合、農業共済組合及び農事改良組合との連絡調整に関すること。 11 森林組合との連絡調整に関すること。 12 その他農林水産及び畜産業全般の国民保護対策に関すること。 13 商工観光業者の国民保護対策に関すること。
●商工観光部長	商工観元班 ●商工課長 (商工課・観光 課)	2 被災商工観光業者の融資等に関すること。
●建設部長	建設班 ●建設総務課長 (建設総務課・ 建設総務課・ 都市住宅課・建設 田地課・建設 工務課)	1 道路、橋梁及び河川等土木施設の国民保護対策に関すること。 2 農地、農業用施設の国民保護対策に関すること。 3 林道、治山施設等の国民保護対策に関すること。 4 交通不能箇所の調査及び交通規制等国民保護対策に関すること。 5 応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 6 応急仮説住宅に関すること。 7 市営住宅の国民保護対策に関すること。 8 水防に関すること。 9 震災建築物応急危険度判定業務に関すること。 10 建設業協会及び建設業者等との連絡調整に関すること。 11 その他土木施設全般の国民保護対策に関すること。
環境水道部長●環境水道部長	水道班 ● (水道 ・ 水道 ・ ボラスー ・ ボラックー ・ ボラック ・ ボラー ・ ボラー	1 上下水道施設の国民保護対策に関すること。 2 上下水道指定工事店・下水道維持管理業者等との連絡調整に関すること。 3 国民保護対策時の飲料水供給に関すること。 4 り災者に対する上下水道使用料の減免に関すること。 5 その他上下水道全般の国民保護対策に関すること。 1 被災地の防疫に関すること。 2 国民保護対策時における清掃及び清掃施設に関すること。 3 国民保護対策時におけるゴミ処理、廃棄物処理及びし尿処理に関すること。 4 住宅応急処置についての協力に関すること。 5 避難所開設の協力に関すること。 6 ごみ収集業者等との連絡調整に関すること。 7 国民保護対策時における環境衛生の確保に関すること。 8 国民保護対策時におけるトイレ対策に関すること。 9 り災者に対する一般廃棄物手数料の減免に関すること。 10 その他環境衛生全般の国民保護対策に関すること。
教育部 ●教育次長	教育班 ●教育総務課長 (教育育総務課・学校教育課・社会教育課・ス・ 一ツを指進室)	1 教育関係の国民保護全般に関すること。 2 教育部内の連絡調整に関すること。 3 教育義援金品の配布に関すること。 4 児童・生徒の避難等の対策に関すること。 5 学校、教育施設との連絡調整及び国民保護対策に関すること。

消防部 ●消防長	消防班 ●消防総務課長	11 12 13 14 1 2	スポーツ施設の国民保護対策に関すること。 学校給食センターでの炊き出しに関すること。 り災者に対する学校給食費の減免に関すること。 り災者に対する幼稚園保育料の減免に関すること。 消防活動全般に関すること。 水防活動全般に関すること。
●消防団長	(消防団本部・ 消防本部・中署 ・北署・南所・ 東所)	3 4 5 6 7 8 9	り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 消防本部及び消防署における体制に関すること。 消防団の活動の把握及び指示に関すること。 他消防機関との連絡調整に関すること。 被災者の捜索及び救出に関すること。 避難住民の誘導に関すること。 警戒区域の設定に関すること。 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
緊急初動班	※本部長が指名 する班員	1 2 3	本部の設置準備 国民保護情報の収集及び報告に関すること。 支部及び関係機関との連絡調整に関すること。

エ 市支部の組織及び分担任務

- (7) 市支部にあっては、八幡支部は八幡防災センター、他6支部は各振興事務所に置き、地域振興事務 所所管地域における応急対策の円滑な処理に当たるものとする。
- (4) 支部長は、八幡支部は総務部付部長兼八幡振興統括、他6支部は振興事務所長をもって充て、振興事務所に勤務する職員及び派遣職員は、支部員となるものとする。
- (対) 支部長は、支部員と協議して支部における対策に関する事務の円滑な処理と本部との連絡調整に当たるものとする。
- (エ) 副支部長は、八幡支部は支部長の指名する職員、他は振興事務所副所長(振興課長)をもって充てる。
- (対) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときはその職務を代行する。
- (カ) 支部に班を設け、班に班長及び副班長を置く。
- (注) 班長は、当該の所掌する応急対策の処理に当たるものとする。
- (ク) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- 例 副班長は、班長を補佐し班長に事故があるときはその職務を代行する。
- 団 班長の属する機関の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策の処理に当たるものとする。
- (サ) 班長は必要に応じて係等の組織を置くことができる。
- ② 支部の班別の分担任務は、下表のとおりとする。ただし、支部長の判断により、組織を変更することができることとする。

支部の班別の分担任務表

班名	◎班 長○副班長・班 員	任 務 分 担
総務班	◎振興課長	1 振興事務所内(八幡地域においては八幡町管内)における国民保護
	○課長が指名	応急対策の円滑な処理に関すること。
	する職員	2 国民保護情報の収集及び報告に関すること。
	・振興課職員	3 気象情報の収集に関すること。
	・本部からの派	4 避難の勧告・指示に関すること。
	遣職員	5 防災行政無線の管理及び運用に関すること。
	※八幡地域に	6 国民保護対策時の車両の確保に関すること。
	おいては支部	7 市有財産の被害調査及び国民保護対策に関すること。
	長が指名する	8 市有車両の国民保護対策のための使用に関すること。
	職員を班長と	9 庁舎の国民保護対策に関すること。

	する。	10 振興事務所(八幡地域においては八幡担当4班)の動員及び配備に
	リック。 	10 城央事務別 (八幅地域においては八幅担当4近) り勤員及り配備に 関すること。
		11 本部との人員調整に関すること。
		12 被害状況等の撮影及び記録に関すること。
		13 国民保護関係の広報及び掲示掲載に関すること。
		14 ケーブルテレビ施設の国民保護対策に関すること。
		15 電気・通信の国民保護対策に関すること。
		16 国民保護対策時におけるゴミ処理に関すること。
		17 遺体の処理及び火葬に関すること。 18 避難所開設の協力に関すること。
		18 妊無所用取の協力に関すること。 19 支部の設置及び解散に関すること。
		19 文前の設置及び解散に関すること。 20 連絡所の設置及び解散に関すること。
		21 本部、各班及び関係機関との連絡調整に関すること。
		22 自治会等との連絡調整に関すること。
		23 消防団方面隊との連絡調整に関すること。
		24 国民保護対策時の総合窓口に関すること。
		25 振興事務所(八幡地域においては八幡4班)の他の班に属さない事
		項に関すること。
救援班	◎支部長の指	
	名する職員	2 民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。
	○班長が指名	
	する職員	4 避難所の開設及び管理に関すること。
	•振興課職員(健康福祉担当)	
	・本部からの派	
	遣職員	7
	※八幡地域に	
		10 児童・生徒の避難等の対策に関すること。
	長が指名する	1
	職員を班長と	
	する。	
活動班	◎支部長が指	
	名する職員	2 農業関係の国民保護対策に関すること。
	○班長が指名	11/11/21 - 11/12/21 12/11/21
	する職員	4 水産業関係の国民保護対策に関すること。
	・振興課職員	5 商工観光業者の国民保護対策に関すること。
	・本部からの派 遣職員	6 国民保護対策時における観光客等への情報提供及び避難誘導に関すること。
		ること。 7 観光施設の国民保護対策に関すること。
		8 畜産関係の国民保護対策に関すること。
	長が指名する	
		10 農地、農業用施設の国民保護対策に関すること。
	する。	11 林道、治山施設等の国民保護対策に関すること。
		12 交通不能箇所の調査及び交通規制等国民保護対策に関すること。
		13 応急対策資材の収集及び輸送に関すること。
		14 水防に関すること。
		15 水道施設の国民保護対策に関すること。
VALUE THE STATE		16 下水道施設の国民保護対策に関すること。
消防班	◎消防団方面	
	│隊長 ○消防団副方	2 水防活動全般に関すること。 3 り災者の救助その他応急対策活動に関すること。
	○阴防団副方 面隊長	3
		4 - 何め団カ面隊の体制に関すること。 5 - 消防団方面隊の活動の把握及び指示に関すること。
		6 消防団が固体が指勤が記煙及び指がに関すること。 6 消防団本部及び他消防団方面隊との連絡調整に関すること。
	i	
		17
		7 被災者の捜索及び救出に関すること。 8 避難住民の誘導に関すること。
		7 - 破災者の捜索及の救出に関すること。 8 - 避難住民の誘導に関すること。 9 - 警戒区域の設定に関すること。
緊急初動班	※支部長が指	8 避難住民の誘導に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。
緊急初動班	※支部長が指 名する班員	8 避難住民の誘導に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。

オ 本部・支部員会議

- (7) 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長、会計管理者、教育次長、消防長及び消防団長をもって組織する。
- (4) 支部員会議は、支部長、副支部長及び各班長、消防団方面隊長をもって組織する。また、支部長の判断により、社会福祉施設等の長を必要に応じ、支部員に加えることとする。
- 対策本部・支部に係る国民保護応急対策の基本的な事項を協議するとともに、国民保護対策の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。

カ 本部連絡員室

- (ア) 連絡員室は国民保護対策について、各部各班及び支部との連絡調整等に当たるものとする。
- (4) 本部員会議の庶務等に関する事務の処理に当たるものとする。
- (ウ) 連絡員室は国民保護対策時における各機関の情報交換、連絡調整に当たるものとする。
- (エ) 連絡員室に室長を置き、総務課長の職にある者とする。
- (オ) 本部連絡員は総務課職員をもって充てる。

キ 現地対策本部

- (7) 現地対策本部は、市本部長が国民保護の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。
- (4) 現地対策本部に現地対策本部長及び若干の現地対策本部員を置き、現地対策本部長は、その都度 市本部長が任命し、現地対策本部員は、現地対策本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属 の職員から指名する。
- (ウ) 現地国民対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- (エ) 現地対策本部員は、現地対策本部長を補佐し、現地における国民保護対策の推進に当たる。
- (対) 現地対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設等を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

ク 緊急初動班

- ⑦ 大規模事故等の災害時において、市本部長が必要と判断したときに、緊急初動班を設置する。
- (4) 緊急初動班の班員は、庁舎から徒歩又は自転車で 20 分以内の地に居住又は住所を有する職員とし、主に消防団員及び消防団員OBの中から、本部においては総務部長、支部においては地域振興事務所長があらかじめ指名しておく。
- (ウ) 緊急初動班員に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就くものとする。

ケ 現地連絡所

- (ア) 支部から遠隔の地である場合又は、道路通行規制等により孤立が予想される場合に支部長がその必要を認めた地域において、あらかじめ支部長が定めた施設に現地連絡所を置くものとする。
- (4) 所員は、支部長が市の職員のうちから当該地域に居住又は、住所を有する若干名の職員をあらかじめ指名し、道路通行規制の実施が予想される等の場合において派遣することができることとする。

コ 現地調整所

(7) 本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる 要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)

- の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。
- (4) 関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
- (f) 所員は、総務課職員をもって充てる。指名された職員は、直ちにあらかじめ与えられた任務に就 くものとする。

2 市の地理的、社会的特長に関する資料

2-1 月別平均気温(2023年)

単位:℃

左 日 沪	則地点	平均	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10月	11	12
1年元 (7	机地黑	十均	月	月	月	月	月	月	月	月	月	10 万	月	月
八	幡	13.8	1.0	2.4	8.9	12.4	16. 9	21. 1	25.6	26. 4	24. 0	14.0	9. 1	4. 1
長	滝	12.6	-0.2	1.0	7.8	11. 1	15. 4	19.8	24. 0	25.0	22. 7	13.0	8.4	2.9

(資料:気象庁ホームページ気象統計情報)

2-2 月別降水量 (2023年)

単位:mm

観													
測	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
地	百百	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
点													
八幡	2, 813. 5	48.5	93. 0	227. 5	377. 5	331. 5	402. 5	374. 0	354. 0	173. 5	126. 0	193. 5	112. 0
長滝	3, 085. 5	112. 5	129. 0	176. 0	373. 0	384. 5	328. 0	310. 5	513. 0	139. 0	138. 5	245. 0	236. 5

(資料:気象庁ホームページ気象統計情報)

2-3 土地利用状況

(単位:ha、%)

7	重 別	面積(タール)	構成 (%)
農	用 地	2, 842	2. 76
森	林	92, 257	89. 50
原	野	13	0.01
水面	・河川・水路	1, 167	1. 13
道	路	2, 117	2.05
宅	地	1, 356	1. 32
そ	の他	3, 323	3. 22
合	計	103, 075	100.0

(資料:岐阜県都市政策課「令和4年度土地利用区分別面積」)

2-4 阿多岐ダムの概要

所在	郡上市白鳥町中西
型式	重力式コンクリート
堤高	71. 4m
堤頂長	200 m
堤体積	195 千m³
流域面積	14ha
総貯水容量	2,550 千m³
有効貯水容量	2,050 千m³

2-5 観光地点別観光客数(延べ人数)

	·/\9\/		
地点名	計(単位:人)	地点名	計(単位:人)
釜ヶ滝	20, 790	鍾乳洞	109, 215
N. A. O. 明野高原キャンプ場	39, 157	ホワイトピアたかす	93, 953
郡上ヴァカンス村スキー場	9, 590	日本まん真ん中温泉子宝の湯	71, 451
観光ヤナ	20, 319	ウイングヒルズ白鳥リゾート	83, 054
道の駅「大日岳」	12, 771	やまと温泉「やすらぎ館」	125, 795
阿弥陀ケ滝	27, 390	ダイナランド	193, 459
自然体験施設	26, 660	めいほうスキー場	193, 254
鷲の湯	26, 269	道の駅 明宝	328, 885
めいほう高原	23, 256	牧歌の里	254, 889
ひるがの高原スキー場	64, 194	道の駅 古今伝授の里やまと	395, 155
ひるがの高原	154, 582	鷲ヶ岳スキー場	200, 793
食品サンプル製作体験	26, 080	道の駅 美並	233, 677
美人の湯しろとり	168, 593	高鷲スノーパーク	268, 125
スノーウェーフ゛ハ゜ーク白鳥高原	51, 232	郡上八幡	243, 547
ドライブイン レストラン 大滝苑	12, 243	道の駅 白山文化の里長滝	125, 990
湯の平温泉	67, 614	ラフティング	13,000
道の駅 白尾ふれあいパーク	56, 486	古今伝授の里フィールドミュージアム	35, 883
満天の湯	58, 835	ひるがの高原キャンプ場	8, 713
道の駅清流の里しろとり	184, 266	ふたこえ温泉	26, 482
道の駅 和良	150, 923	デイリー郡上カントリークラブ	24, 002
郡上温泉 宝泉	19, 796	鷲ヶ岳高原ゴルフ倶楽部	19, 297
釣り	116, 814	ひるがのピクニックガーデン	38, 959
明宝温泉「湯星館」	69, 300	清流長良川あゆパーク	117, 383
牧歌の里温泉「牧華」	27, 335		
		合計	4, 639, 456

(資料:令和4年度岐阜県観光入込客統計調査)

2-6 郡上市水道施設整備状況

(令和6年3月31日現在)

		1日最大	計画		3月31日5元(五) ≤>→k	
番号	給水区域名	給水量	給水	現在給水		
		(m³/目)	人口	戸 数	人口	
1	八幡上水給水区			2, 797	6, 428	
2	八幡南部給水区			436	1, 198	
3	美山給水区			97	229	
4	安久田給水区			22	52	
5	初音給水区			68	202	
6	市島給水区			419	1, 173	
7	入間給水区			28	75	
8	夕谷給水区			47	113	
9	小那比給水区			85	154	
10	有穂給水区			87	250	
11	河鹿給水区			31	79	
12	野々倉給水区			6	8	
13	奥新宮給水区			11	21	
14	開笹給水区			6	10	
15	口新宮給水区			3	14	
16	大和中央給水区			1, 318	3, 891	
17	大和北給水区			160	445	
18	大和東給水区			146	406	
19	白鳥上水給水区			1,618	4, 488	
20	石徹白給水区	17 002	25 200	60	138	
21	白鳥北部給水区	17, 903	35, 209	194	545	
22	白鳥東部給水区			606	1, 705	
23	二日町給水区			160	482	
24	向小駄良給水区			150	429	
25	高鷲南部給水区			405	1, 157	
26	切立給水区			58	152	
27	高鷲北部給水区			269	742	
28	鷲見給水区			66	211	
29	美並北部給水区			277	790	
30	美並中部給水区			655	1,885	
31	美並南部給水区			116	356	
32	美並木尾給水区			50	148	
33	梅原給水区			18	50	
34	畑佐給水区			142	348	
35	二間手給水区			191	603	
36	小川給水区			42	118	
37	寒水給水区			62	192	
38	和良給水区			527	1, 293	
39	田平給水区			15	32	
40	厚波給水区			2	3	
	計			11, 450	30, 615	

2-7 危険物製造所等地区別設置状況

(令和6年4月1日現在)

区	製			貯	礻	銰	所			耵	Z Ž	及 戸	听	合	危
分		屋	屋	屋	地	簡	移	屋	小	給	販	_	小		険
	S of		外	内	下	易	動								物
	造		タ	タ	タ	タ	タ								事
			ン	ン	ン	ン	ン								業
地域	所	内	ク	ク	ク	ク	ク	外	計	油	売	般	計	計	所
八幡		6	14	2	21		8	1	52	13	1	13	27	79	49
大和	1	8	3	1	13		11	1	38	7		8	15	53	28
白鳥		8	3	4	25		11		51	14		8	22	73	41
高鷲			4	3	32	3	16		58	14		15	29	87	27
美並		3	2	2	7		5		19	3		3	6	25	12
明宝			2		8		4		14	5		1	6	20	7
和良		2	1	1	2				6	1		1	2	8	5
合計	1	27	29	13	108	3	55	2	238	57	1	49	107	345	169

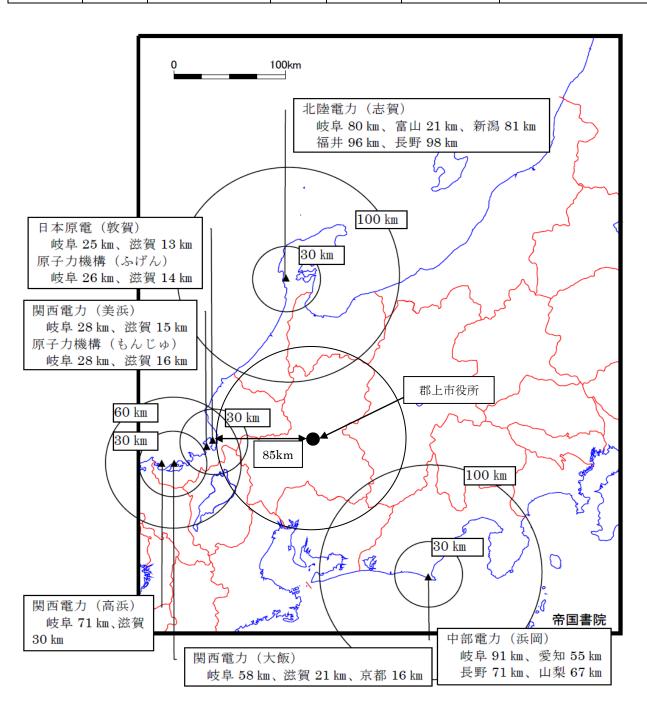
(資料:郡上市消防本部 消防年報)

2-8 隣接県の原子力事業所

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(平成 20 平 4 月 1 日現住)										
発電所名	型式	所在地	距離 (km)	最大出力 (万 kw)	運転開始年月	所属				
【原子力事	【原子力事業所】									
敦賀1号	BWR	福井県敦賀市明神町	約 85	35. 7	S45年3月	日本原子力発電株式会社				
2号	PWR	JJ	"	116	S62年2月	<i>II</i>				
美浜1号	<i>II</i>	福井県美浜郡三方町丹生	約 90	34	S45年11月	関西電力株式会社				
2号	IJ	JJ	11	50	S47年7月	II.				
3号	<i>II</i>	JJ	"	82.6	S51年12月	<i>II</i>				
大飯1号	<i>II</i>	福井県大飯郡おおい町大島	約 121	117. 5	S 54 年 3 月	JI .				
2号	<i>II</i>	ıı .	11	"	S 54 年 12 月	<i>II</i>				
3号	<i>II</i>	JJ	11	118	H3年12月	JI .				
4号	IJ	JJ	11	IJ	H5年2月	II				
高浜1号	<i>II</i>	福井県大飯郡高浜田ノ浦	約 134	82.6	S49年11月	ll .				
2号	IJ	JJ	11	IJ	S50年11月	II				
3号	<i>II</i>	JJ	"	87	S60年1月	ll .				
4号	<i>II</i>	JJ	IJ	IJ	S60年6月	II				
浜岡1号	BWR	静岡県御前崎市佐倉	約 165	54	S51年3月	中部電力株式会社				
					(運転終了H21年1月)					
2号	IJ	II .	"	84	S53年11月	II				

					(運転終了H21年1月)	
3 号	IJ	IJ	IJ	110	S62年8月	II
4号	IJ	IJ	11	113. 7	H5年9月	<i>II</i>
5号	ABWR	IJ	11	138	H17年1月	<i>II</i>
志賀1号	BWR	石川県羽咋郡志賀町赤住	約 147	54	H5年7月	北陸電力株式会社
2 号	ABWR	JJ	11	120.6	H18年3月	<i>II</i>
【高速増殖	直原型炉及	び廃止措置研究セン	ンター】			
もんじゅ	高速	福井県敦賀市白	約 88	28.0	S60年6月	独立行政法人日本原
(高速増殖原型炉)	増殖炉	木				子力研究開発機構
ふげん	新型	福井県敦賀市明	約 86	16. 5	S54年3月	"
(原子炉廃止措置研	転換炉	神町			(運転終了H15年3月)	
究開発センター)						



3 輸送に関する資料

3-1 鉄道

(平成31年4月1日現在)

番号	事業者名	路線名	路線区間	延長 距離	住所·電話番号
1	長 良 川 鉄 道	越美南線	北濃~母野	46.064	関市元重町74番地の1 Tm(0575)23-3921

3-2 バス

(令和3年11月1日現在)

	1					1	
番号		事業者名		路線名	路線区間	延長 距離	住 所 連絡先
1	郡	上	市	郡 上 八 幡 コミュニティバス	八幡町市街地巡回 赤 ル ー ト	13.7	八幡町島谷228 ៤ (0575)67-1121
2	郡	上	市	郡 上 八 幡 コミュニティバス	八幡町市街地巡回青ルート	13.5	八幡町島谷228 ៤ (0575)67-1121
3	郡	上	市	相生線	宇留良~郡上市役所	18.9	八幡町島谷228 ៤ (0575)67-1121
4	郡	上	市	小 駄 良 線	戒仏~郡上高校前	12.4	八幡町島谷228 Ta (0575)67-1121
5	郡	上	市	栗巣・古道線	北切~大和生涯学習センター	19.4	八幡町島谷228 Ta (0575)67-1121
6	郡	上	市	神 路 線	上神路~大和生涯学習センター	15.1	八幡町島谷228 Ta (0575)67-1121
7	郡	上	市	落部・場皿線	中坪~大和生涯学習センター	14.6	八幡町島谷228 Tu (0575)67-1121
8	郡	上	市	大間見・小間見線	清浄寺〜大和生涯学習センター	17.2	八幡町島谷228 Ta (0575)67-1121
9	郡	上	市	鷲 見 線	正ヶ洞~ひるがの	21.0	八幡町島谷228 Ta (0575)67-1121
					正ヶ洞~湯の平温泉前	23.3	
10	郡	上	市	 鮎 立 線	正ヶ洞~高鷲庁舎前	24.3	八幡町島谷228 ៤ (0575)67-1121
					正ケ侗〜高鵟庁吾則	20.0	
11	郡	上	市	美並北ルート	美並町地域内巡回	32.8	八幡町島谷228 Tu (0575)67-1121
12	郡	上	市	美並南ルート	美並町地域内巡回	27.3	八幡町島谷228 Tu(0575)67-1121
13	郡	上	市	美 並 美 濃 線	さつき苑〜美濃市サピー	21.0	八幡町島谷228 Tu(0575)67-1121
14	郡	上	市	気 良 線	明 宝 地 内 巡 回	10.7	八幡町島谷228 Tm (0575)67-1121
15	郡	上	市	寒 水 線	明宝中前~見座	8.5	八幡町島谷228 Tel (0575)67-1121

16	郡	上	市	小 川	線	明宝小前~椹谷口	13.6	八幡町島谷228 Tu (0575)67-1121
17	郡	上	市	土 京	線	根本~診療所	18.5	八幡町島谷228 ៤ (0575)67-1121
18	郡	上	市	鹿 倉	線	四軒家~診療所	10.1	八幡町島谷228 Tu (0575)67-1121
19	郡	上	市	田平・美	山線	和良町内巡回	36.4	八幡町島谷228 Tu(0575)67-1121
20	白鳥交	を通・高鷲	タクシー	白鳥町デマン	ント゛ハ゛ス	白鳥町市街地一帯		八幡町島谷228 Tu (0575)67-1121
21	白	鳥 交	通	白鳥ひるね	びの線	鷲見病院前 ~ひるがのスキー場	25.2	白鳥町中津屋226-1 La (0575)82-5081
22	白	鳥 交	通	郡上八幡日	白鳥線	郡上八幡駅~美濃白鳥駅	26.2	白鳥町中津屋226-1 La(0575)82-5081
23	白	鳥 交	通	郡上八幡之	万場線	郡上八幡駅~美濃白鳥駅	24.7	白鳥町中津屋226-1 La (0575)82-5081
24	白	鳥 交	通	石徹白線デマ	ァント゛ハ゛ス	白鳥庁舎~上在所	24.5	白鳥町中津屋226-1 La (0575)82-5081
25	八幡	観光	バス	明 宝	線	郡上八幡駅前~郡上明山	29.9	八幡町小野 487-1 ៤(0575)67-0577
26	八幡	観光	バス	和 良	線	郡上市民病院~祖師野上	37.8	八幡町小野 487-1 ៤(0575)67-0577

3-3 郡上市交通網図(自動車道・国道・鉄道)

